

# とちぎ 米 麦 改良

平成30年5月  
第114号

(公社) 栃木県米麦改良協会  
宇都宮市平出工業団地9番地25  
☎(028)616-8700



## これからの種子生産について

栃木県農政部生産振興課長 金原 啓一

日頃から、本県農政の推進と優良種子の生産供給に特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今年度、生産振興課長に着任いたしました金原です。関係者の皆様には、よろしくお願ひ申し上げます。

本県は、豊富な水資源と平坦で広い農地に恵まれ、耕地面積の約8割は水田となっております。この豊かな資源を利用する、稲、麦類、大豆などを中心とした土地利用型農業の推進は、本県の農業を振興する上で非常に重要であると考えております。

その土地利用型農業を支える種子の安定的な生産・供給を都道府県に義務づけてきた、主要農作物種子法が、平成30年4月1日に廃止されました。

これにより、種子の安定供給に関する県の法的な義務はなくなったものの、本県における種子の需要は高く、現状では民間企業等からの種子調達は困難な状況にあります。

県といたしましても、オリジナル品種の水稻「なすひかり」や「とちぎの星」を始め、本県が生産量で全国1位を誇る二条大麦などを、今

後も推進し、ブランド化を図っていく上では、優良な種子の生産・供給体制を構築する必要があると考えております。

このため、昨年度には、これまで種子生産を担ってきた栃木県米麦改良協会、農業団体、行政機関を構成員とした「主要農作物の種子供給のあり方検討会」を設置し、法廃止後の種子供給のあり方について、議論を重ねて参りました。

平成30年度の対応につきましては、従来どおり種子生産における品質の確保を図るため、「平成30年産稲、麦類及び大豆の種子生産における品質確保の取組について」（平成30年3月30日付生振第668号）通知し、県はその取組が行われるすべてのほ場や生産物確認の場に出向き、助言・指導を行っていくことといたしました。

平成31年度以降の体制につきましても、「あり方検討会」を継続開催し、本県における種子供給が、引き続き安定的に行われる様、関係者の皆様と共に、検討して参りたいと考えております。一層の御理解と御協力をお願いいたします。



## 種子生産に係る 技術指導助言について

栃木県農政部経営技術課長 新見 清夫

本県農政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年度から経営技術課長に着任いたしました新見です。関係者の皆様にはよろしくお願いたします。

さて、県では平成28年度からの5か年計画「とちぎ農業“進化”躍動プラン」を新たに策定し、「成長産業として進化する農業・栃木」を基本目標とし、7つのリーディング・プロジェクトを掲げ、関係者の皆様や関係機関団体各位とともに、各種の施策を積極的に推進しているところです。

本県農地の8割を占める水田を基盤とする土地利用型農業では、担い手の確保・育成を図るとともに、国際化に対応できる収益性の高い水田経営体育成のため、法人化による体質強化、経営の大規模化や複合化、耕畜連携等の取組を推進して参ります。

特に米・麦・大豆においては、需要に応じた生産を図るため、県オリジナル品種の作付拡大や極良食味米・環境に配慮した付加価値の高い米づくりを進めるとともに、実需者が求める品質の高い麦・大豆等の生産量確保が重要と考えています。

これらの取組を推進する上では、稲・麦・大豆の高品質で安定した生産が重要であり、その基礎となる「種子」の安定生産・供給が不可欠となります。

今般、主要農作物種子法を廃止する法律が施行され、本年産より種子の品質確保は種苗法に基づく生産等基準の遵守状況の確認によって行うこととなります。しかし、種子に求められる異品種や異種穀粒の混入が無い等の「純粋性」、発芽率や種子伝染性の病害に侵されていない等の「健全性」、粒の充実が良く生育が優れる等の「良質」は不変であり、県としても関係各位と連携の上、適切な技術指導、助言に万全を期して参ります。

近年、気象変動が大きく、農作物に大きな被害が発生するリスクが高まる中、種子の安定確保には被害を未然に防止する事前の対策が重要となります。県では、農作物への技術対策情報を皆様の携帯電話等に配信する「とちぎ農業防災メール」を運用しています。未登録の方は登録していただき、優良種子の安定生産につなげていただきたいと思います。

最後に、優良種子生産に対する関係者皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

# 平成30年産大豆生産振興方針

## ～「里のほほえみ」の特性発揮による品質・収量の向上～

栃木県

### 1 基本方針

近年の消費者の安全・安心志向の高まり等によって国産大豆使用商品の販売額が増加傾向にあり、実需者からは、生産拡大と品質の安定が求められている。

こうした中、本県では、栽培性に優れ、加工適性の高い「里のほほえみ」へ品種の全面切替を行い、高品質安定生産の取組を推進しているところであるが、天候不順の影響により収量の年次変動が大きく、品質面においては、特に「しわ粒」の発生が多くなるなど、実需者の求める数量・品質を確保できていない状況にある。

また、平成30年度からの国の米政策見直しに伴い、本県においても水田をフルに活用しながら、

米から需要の見込める加工・業務用野菜への作付転換や、麦・大豆の生産拡大などに取り組んでいくこととしている。

このため、平成30年産大豆の生産にあたっては、関係機関・団体と連携して、基本栽培技術の徹底に取組み、品質・収量の向上を図るとともに、水田を有効活用するための輪作体系作物の一つとして大豆を推進することで、作付面積の拡大を図る。

### 2 推進目標

#### (1) 作付目標

平成30年産については、作付面積2,650ha、単収200kg/10a、収穫量5,300トンを推進目標とする。

(単位：ha、kg/10a、t)

項目	28年産	29年産	30年産	31年産	32年産
作付面積	2,680 (3,000)	2,560 (2,800)	(2,650)	(2,700)	(2,750)
里のほほえみ	2,550 (2,880)	2,414 (2,670)	(2,500)	(2,550)	(2,600)
その他 (納豆小粒等)	130 (120)	146 (130)	(150)	(150)	(150)
10aあたり収量	166 (240)	(240)	(200)	(220)	(240)
収穫量	4,450 (7,200)	(6,720)	(5,300)	(5,940)	(6,600)

※上段は実績値。下段( )内は目標値。

※出典：農林水産省 作物統計

## (2) 品質目標

「里のほほえみ」の大粒割合が高いという品種特性を生かしながら、しわ粒の発生等を抑えることで、上位等級割合の向上を図る。

	27年産	28年産	29年産	30年産
上位等級（1・2等）での出荷割合	77% (75%)	67% (80%以上)	(80%以上)	(80%以上)
大粒大豆の生産割合	96% (90%)	94% (90%以上)	(90%以上)	(95%以上)

※上段は実績値。下段（）内は目標値。

※出典：農林水産省 農産物検査結果

## 3 重点推進事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「里のほほえみ」の特性発揮による品質・収量向上</li> <li>(2) 実需者との連携強化による販路の確保</li> <li>(3) 生産物の安全性の確保</li> </ul> |
|--|

### (1) 「里のほほえみ」の特性発揮による品質・収量の向上

「里のほほえみ」は、大粒であり、汚損粒の発生や収穫遅延の原因となる青立ちが少なく、裂莢しにくい特性を持つなど栽培性が優れている。

このような品種特性が十分に発揮され、高品質大豆の安定生産に繋がるよう下記の事項を推進する。

### ① 基本栽培技術の徹底

大豆の安定生産には基本技術の適期励行が不可欠であり、特に、湿害防止のための畝立て同時播種栽培や明きょ・暗きょ等の排水対策の実施、土づくり、病虫害防除の徹底を図る。

### ○高品質安定生産技術推進項目

項目	27年産	28年産	29年産	30年産
排水対策実施率	86.4% (90%)	87.1% (90%)	(90%以上)	(90%以上)
土づくり実施率	90.4% (95%)	90.5% (95%)	(95%以上)	(95%以上)

※上段は実績値。下段（）内は目標値。

※出典：GAPの取組から把握（全農とちぎ）

### ② 連作の回避、水田輪作推進

大豆は「4年1作」を基本に、麦類・水稻を適切に組み合わせた輪作体系によって連作障害

回避を確実にしながら、水田を有効活用した作付けを推進する。

○田畑輪換を実施した土地利用モデル(例)

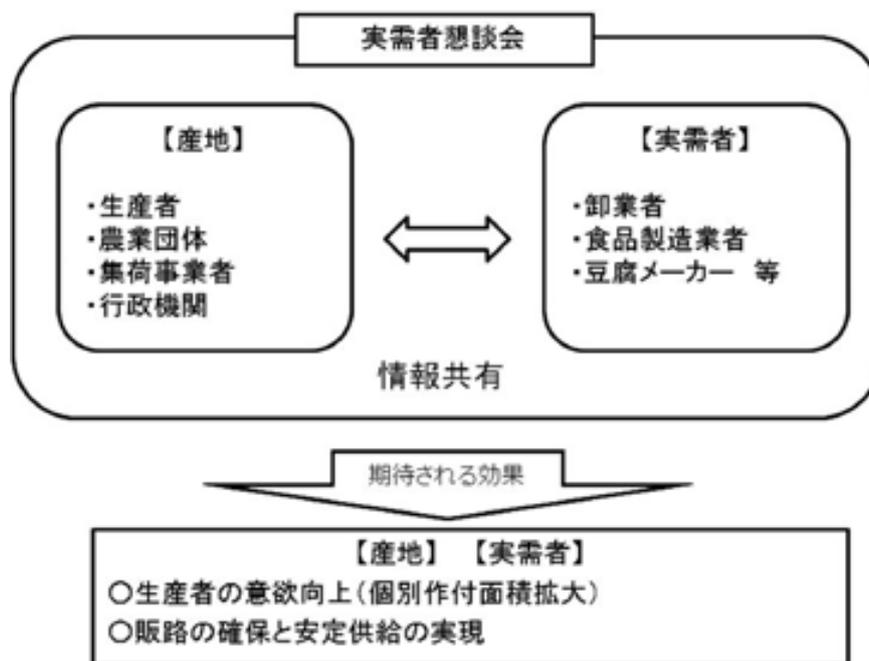
1年目		2年目		3年目		4年目	
夏作	冬作	夏作	冬作	夏作	冬作	夏作	冬作
大豆	麦	水稲 (普通植)	麦	水稲 (普通植)	麦	飼料用米・ 緑肥等	麦
大豆	休作	水稲 (早植)	麦	飼料用米等	麦	飼料用米・ 緑肥等	麦

(2) 実需者との連携強化による販路の確保

生産者の生産意欲向上のためには、単収向上による経営的なメリットを示すだけでなく、実需者との情報交換をする場を設定することにより、需要動向をはじめ、販売状況・品質評価について情報を共有化し、需給の結びつきを強化することが必要である。

このため、産地と実需者が一堂に会する実需者懇談会を支援する。

なお、「里のほほえみ」については、他産地（山形県、福井県など）においても作付けが拡大していることから、これらの産地と連携して市場評価を獲得し、販路の確保を図る。



(3) 生産物の安全性の確保

生産物の安全性の確保を図るため、GAP (Good Agricultural Practice) の取組に関するチェックリストを作成するとともに、各チェッ

ク項目の実施状況を集計・精査し、生産者への指導内容へのフィードバック及び客観的な点検（農場点検）を行うことによって、より精度の高いGAPの実践を図る。

# 平成29年産大豆の作柄と平成30年産大豆の安定栽培のポイントについて

## 1 平成29年産大豆の作柄概況

播種作業は6月中旬から始まり、降雨が比較的少なかったことから順調に進み、7月上旬にはほぼ終了しました。

播種後、まとまった降雨の日はありませんでしたが、出芽及び初期生育は良好でした。

梅雨明けは7月19日ごろと平年より2日程度早く、開花は8月上旬頃でしたが、その後8月下旬まで日照時間が平年比38%（宇都宮観測所

8月の日照時間54時間、平年140時間）と非常に少なく推移したため、日照不足や低温の影響で子実の肥大が遅れました（図1）。病虫害関係は、開花期以降にべと病や葉焼病の発生が見られ、ハスモンヨトウ等による葉の食害や、カメムシ類の発生が見られましたが、いずれも平年より発生は少なく大きな被害は見られませんでした。

10月に入り降水量は344mm（宇都宮観測所）で平年比233%と多く、特に10月11日から30日の20日間の内、降水量を観測した日は14日と断続的な降雨となりました（図2）。収穫作業は10月中旬以降の降雨の影響で遅れ、11月上旬から始まったほ場が多く見られました。

作柄は、粒肥大初期（8月）の日照不足により子実は小粒傾向となり、また登熟後期（10月）の断続的な降雨の影響により、病害粒（べと病、紫斑病）や腐敗粒、しわ粒、皮切れ粒等の発生が多くなり、収量・品質が低下しました。

収量は、子実肥大期の日照不足や10月の降雨により小粒化傾向となり、また、病害粒（べと

病、紫斑病）が発生し152kg/10a（平成30年2月）。

表1 10a当たり収量

項目	H29産 (kg/10a)	平均収量 (kg/10a)	同左比 (%)
10aあたり収量	152	166	92

平均収量：直近7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値



図1 日照時間の推移

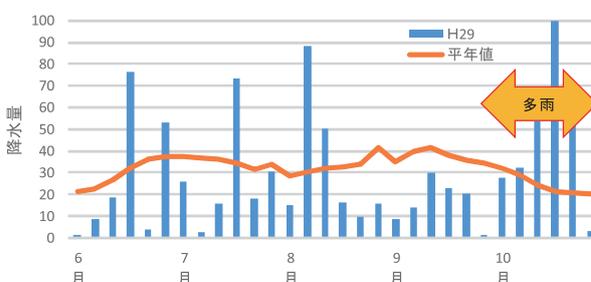


図2 降水量

## 2 安定多収に向けたポイント

### 1) 湿害及び干害対策について

近年、短時間に降る雨の量が多く、排水が良好なほ場においても湿害が発生しやすい条件となっています。播種直後に降雨があった場合、ほ場に水が溜まっていると出芽不良になります。また、生育中も降雨後速やかにほ場内の水が引くようにしておくことがポイントです。そ

のために以下の排水対策をして湿害対策に備えましょう。

- ①降雨後、ほ場に溜まった雨水を早期に排除するため、ほ場周囲に排水溝（明渠）を設置し、必ず排水路につなぎます。
- ②プラソイラ等による心土破碎を行い、浸透排水性を良くします。
- ③大豆を作付けするほ場は、本暗渠を施行したほ場を優先的に選びます。
- ④湿害による出芽不良や初期生育不良を回避するため、畝立て同時播種栽培を取り入れます。



写真1  
畝立て同時播種



写真2  
麦の畝立て同時播種を応用した事例（畝盛板を装着）



写真3  
ドライブハローに培土板を装着した事例



写真4  
ロータリに溝切り板を装着した事例

なお、大豆の開花前～莢伸長期にかけて干害を受けると、落花や落莢、不稔莢の増加、小粒化等の被害が発生するため、頂小葉が立ち上がり反転して見えたら灌水を行います。

## 2) 病虫害防除対策について

収量・品質低下の大きな要因として病虫害の被害があげられます。

- ①紫斑病：昨年は紫斑病の発生が多かった年です。種子消毒を必ず実施し、紫斑病や茎疫病

等を予防しましょう。

- ②葉焼病及び斑点細菌病：葉焼病及び斑点細菌病の病原菌は被害残渣上で越冬し翌年の感染源になったり、風雨により病原菌が運ばれるため、台風通過後等は発生しやすいため注意しましょう。
- ③べと病：「里のほほえみ」は「タチナガハ」よりべと病が発生しやすいため、開花10日前から子実肥大期の防除を徹底しましょう。



べと病（左：葉、右：子実）

- ④害虫：開花後15日以降の防除を徹底し、カメムシ類やハスモンヨトウ、フタスジヒメハムシ等を防除しましょう。

## 3) 適期収穫対策について

収穫時期に降雨が続くと「しわ粒」の発生が多くなり品質低下につながります。収穫期は、莢や莢が変色し軽く振ると子実がカラカラ音をたてる時期です。なお、「里のほほえみ」で、ほとんどの莢が黒変開始する前の状態で収穫しても汚損粒が発生しなかった事例がありますので、天気予報で降雨が続く場合は試し刈りを行い、汚損粒が発生しないことを確認したら、早急に収穫しましょう。

上記のほか、日照不足等の気象変動による影響を最小限にするため、土づくりや連作の回避等の基本技術を励行し、大豆を健全に育て、安定多収を目指しましょう。

# 平成30年度事業計画

公益社団法人 栃木県米麦改良協会

## I. 事業方針

農業を取り巻く情勢は、米国抜きの「TPP11」（環太平洋経済連携協定11）が昨年関係国で大筋合意されましたが、米国はTPP復帰の動きを示したり、日本とのFTA協議も想定されたりして、今後もその動向を注視する必要があります。

また、水田農業関係では、29年産米の生産数量目標が昨年に引き続き3年連続で達成されましたが、30年産米からは国の生産数量目標配分が廃止され、生産者自らが需要に応じた生産に取り組むことが不可欠です。加えて、主要農作物種子法（以降、種子法）が廃止されますが、廃止後も、種子生産の重要性を県・関係機関が共有し連携を密にして、種子生産体制を維持・発展していくことが重要です。

こうした状況の中、当協会は、優良種子の安定供給を通して、県内生産者が良質な主要農作物を生産・供給し農業経営の安定と向上が図れるように、平成30年度事業に取り組んで参ります。

まず、優良種子の生産と安定供給対策事業では、従来の事業を継続して実施します。県育成の水稻オリジナル品種「なすひかり」、「とちぎの星」など今後期待される品種についても県の生産振興計画に基づき、計画的に生産を進めます。

次に消費者・実需者から選ばれる主要農作物の生産と品質改善対策事業では、栽培技術指導資料の作成・配布や講習会等への助成事業、受検対策など従来の事業を継続して実施します。

広報活動については、情報紙の発行やホームページの活用により情報提供を行います。

## II. 実施事業

### 1. 優良種子の生産と安定供給対策事業

主要農作物生産の基礎となる優良種子の生産と安定供給を図るため、計画的な種子生産や生

産指導と品質向上、種子の安定供給、品質管理、種子生産体制の強化、などを実施します。

#### (1) 種子の生産

事前予約された需要数量を基本に、流通動向、新品種の振興計画、備蓄数量などを勘案して県・関係機関と協議の上、「種子生産計画」を策定し、種子の生産にあたります。30年産種子生産計画は別表1のとおりです。

〈主な事業〉

- ・種子生産計画の策定
- ・生産振興上重要な品種の許諾契約締結
- ・種子生産者と採種ほ場面積の確保
- ・新品種の種子生産拡大
- ・他県との連携による種子生産の受委託

#### (2) 生産指導と品質向上

種子生産ほ場での生育状況や生産見込数量などを的確に把握するため、現地調査等へ参加すると共に各種研修会の開催、混種事故防止対策、種子伝染性病害等防除への助成を行い、種子生産技術及び品質の向上を図ります。

また、種子検査見本品の作製と配布や調製程度確認会を開催し、優良種子を確保します。

〈主な事業〉

- ・ほ場確認会、生産物確認会、下見指導会、農産物検査への立会・参加
  - ・種子生産研修会や品質向上研修会の開催
  - ・栽培技術講習会への参加
  - ・種子伝染性病害等防除への助成
  - ・種子生産工程管理（種子GAP）の実践
  - ・混種事故防止のため、生産者へ異品種混入防止チェックシートやGAPシートの配布及び、1品種作付の推進、収穫等機械の共同利用の促進、原種専用ネット袋の利用促進
  - ・種子検査見本品の作製、配布と調製程度確認会の開催
- なお見本品は、JAの指導的検査員を中心

に関係機関の協力を得て作製

### (3) 優良種子の安定供給

需要に応じた優良種子の安定供給を図るため、関係機関・団体とともに種子需要動向を把握し需給計画を策定するとともに、計画的に種子の備蓄（低温保管）を行います。

〈主な事業〉

- ・種子需給計画の策定
- ・計画的な種子の備蓄
- ・種子消毒の実施（備蓄種子の消毒含む）
- ・残量処理については、必要に応じ適切に実施します。なお、費用については、当該年度処理に必要な費用を負担して頂きます。
- ・事故処理については、費用を預かり金として徴収しておりますが、必要となった費用を除き1年未満に返還します。

### (4) 品質管理

種子の品質管理を適切に行うため、稲種子のDNA分析を実施し、併せて混種事故を防止すると共に確認展示ほ設置の支援を行います。また、本会とJAとで申し合わせた品質目標の遵守を徹底し、種子の品質向上を図ります。なお、備蓄種子の発芽試験等を行い品質を確保します。

〈主な事業〉

- ・品質目標遵守の徹底（発芽率95%以上、調製篩い上の割合の確保等）
- ・稲種子DNA分析・調査
- ・確認展示ほの設置
- ・備蓄種子の発芽確認試験

### (5) 種子生産体制の強化

種子の安定供給を支えるため種子場農協交付金を従来通り交付します。

また、種子法廃止に伴う対応策を検討するため、県が主催する「主要農作物の種子供給のあり方検討会」（以降、あり方検討会）に種子場JAとともに参画し、種子生産の仕組み・フレーム等、早急に整理すべき事項について協議するとともに、将来の方向性についても併せて検討し、県の指導・助言（通知等）に基づき、

進めます。

また、種子法廃止後も種子の安定生産・供給を図るため種子場JA等と緊密に連携し推進します。

〈主な事業〉

- ・種子場農協交付金の交付
- ・優良種子生産部会の表彰
- ・あり方検討会への参画

## 2. 消費者・実需者から選ばれる主要農作物の生産と品質改善対策事業

主要農作物を栽培する一般生産者向けの栽培技術指導と品質改善対策について、「栃木県稲麦大豆安定生産推進会議」が策定した栽培技術指針等に基づき、以下の事業を実施します。

### (1) 栽培技術指導及び品質改善対策

主要農作物生産の栽培技術向上や品質の改善、病害虫の防除を図るため、県・関係機関の指導を得て、適切な栽培技術指導及び品質改善指導資料を作成し生産者に配付します。

また、安全・安心な高品質・良食味の農産物を生産するため、地域の生産者を対象に地方農業振興協議会が実施する各種講習会に助成します。

### (2) 受検対策

栃木米品質の高位平準化と円滑な受検の実施を目的に受検対策会議を開催し、事前指導事項の徹底を図ります。

- ・米受検対策会議の開催
- ・受検指導資料の作成配付

## 3. 広報活動

関係機関等の指導者が生産者を指導する際に活用して頂くため、協会情報紙「とちぎ米麦改良」を発刊・配布します。

また、当協会ホームページにて生産者や関心のある一般消費者向けに生産技術等各種情報を提供します。

## 4. 平成30年度主な事業活動予定

別表2のとおりです。

別表1 平成30年産主要農作物種子生産計画

(単位:a、kg、%)

種類	品種名	計画面積	計画数量A	29年産生産計画数量B
水稲	コシヒカリ	28,950	1,167,000	1,167,000
	あさひの夢	8,400	369,600	334,400
	なすひかり	2,400	96,000	88,000
	とちぎの星	3,300	145,200	180,400
	とちぎ酒14号	0	0	1,000
	きぬはなもち	600	26,400	26,400
	小計	43,650	1,804,200	1,797,200
陸稲	トヨハタモチ	290	5,800	6,600
	ゆめのはたもち	50	1,000	2,000
	小計	340	6,800	8,600
水陸稲計		43,990	1,811,000	1,805,800
六条大麦	シュンライ	3,600	99,000	99,000
二条大麦	サチホゴールド	0	0	532,025
	アスカゴールド	2,100	68,250	100,750
	ニューサチホゴールド	19,200	624,000	36,725
	とちのいぶき	400	14,400	14,400
	小計	21,700	706,650	683,900
小麦	さとのそら	1,700	61,200	64,800
	イワイノダイチ	800	24,000	30,000
	タマイズミ	1,080	36,000	36,360
	ゆめかおり	900	21,600	21,600
	小計	4,480	142,800	152,760
麦類計		29,780	948,450	935,660
大豆	里のほほえみ	3,740	74,880	86,310
合計		77,510	2,834,330	2,827,770



# (公社) 米 麦 改 良 協 会 情 報

## ○第22回臨時総会が開催されました。

3月30日に第22回臨時総会が開催され、平成29年度収支補正予算、平成30年度事業計画並びに収支予算、平成30年度会費並びに徴収方法、平成30年度内借入金最高限度額、平成30年度役員報酬額について協議され、原案通り承認されました。

## ○平成30年産稲、麦類及び大豆種子生産における品質確保の取組について

平成30年3月30日付け生振第668号栃木県生産振興課長名で、「平成30年産稲、麦類及び大豆の種子生産における品質確保の取組について」の通知が発出されました。

栃木県は、種苗業者（種子場農協等）の要請に基づき、種子生産ほ場における確認及び調整された種子の品質確認作業に対して、以下のとおり指導・助言を行い、種苗業者の技術力向上を支援する。

- (1) 種子生産ほ場の所在地の確認
- (2) 種子生産ほ場における確認（ほ場確認）
- (3) 調整された種子の確認（生産物確認）

農業振興事務所は、生産物確認の場に出向き、JAとともに確認作業を行うこととする。なお、確認した結果、改善すべき事項が見られた場合は、必要な措置を種子生産者に助言し、改善を促す。

この通知において、栃木県は、稲、麦類及び大豆種子供給のあり方について検討を続けるとしております。

このため、当協会といたしましては、種子法廃止下においても、種子の品質確保に努めるとともに、県が主催する「主要農作物種子供給あり方検討会」に参加し、種子生産供給体制が維持できるよう要請してまいります。

<p style="text-align: right;">生振第668号 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: center;">(公社) 栃木県米麦改良協会代表理事会長 全国農業協同組合連合会栃木県本部長 関係農業協同組合長</p> <p style="text-align: center;">} 様</p> <p style="text-align: center;">栃木県農政生産振興課長 木田 勉</p> <p>平成30年産稲、麦類及び大豆の種子生産における品質確保の取組について 稲、麦類及び大豆の種子生産につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、今般の主要農作物種子法の廃止により、稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保につきましては、種苗法に規定された「指定種苗の生産等に関する基準」(別添 平成14年4月1日農林水産省告示第933号)の遵守状況の確認によって行うこととされたところです。</p> <p>また、本県では、「稲、麦類及び大豆の種子について」(別添 平成29年11月15日付29政統1238号農林水産事務次官依命通知)を踏まえ、同法廃止後も、本県に普及すべき品種を明確にする取組や、原種生産の業務を継続することを基本に、種子供給のあり方について検討を続けることとしたところです。</p> <p>こうした中、標題のことにつきましては、種子の安定供給に向けた円滑な生産活動を促進するため、別紙のとおり行うこととしましたので、御承知の上、適切に対応をお願いします。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>生産振興課 水田農業改革班 (担当：沖山) TEL 028-623-2326 FAX 028-623-2335</p> </div>	<p>別紙 平成30年産稲、麦類及び大豆の種子における品質確保の取組について</p> <p>1 趣旨 種子の安定供給のためには、種子生産を行っているJAなど種苗業者が指定種苗の生産等に関する基準を遵守し、種子の品質確保が適切に行われるようになることが重要であることから、県は、種苗業者の要請に基づき、種子生産ほ場における確認及び調整された種子の品質確認作業に対して、以下のとおり指導・助言を行い、種苗業者の技術力向上を支援する。</p> <p>2 方法</p> <p>(1) 種子生産ほ場の所在地の確認 種子生産を行っているJAは、(公社) 栃木県米麦改良協会と協議した結果を踏まえ、種子生産ほ場を選定したときは、管内の農業振興事務所に情報提供することとする。農業振興事務所は、ほ場の選定について、必要に応じて助言する。</p> <p>(2) 種子生産ほ場における確認（ほ場確認） 種子生産を行っているJAは、ほ場を確認する機会を設け、種子生産者立ち会いの下、ほ場の隔離の程度や異種株等の除去など生産等基準の遵守状況の確認を行うこととする。農業振興事務所は、ほ場確認の場に出向き、JAとともに確認作業を行うこととする。なお、確認した結果、改善すべき事項が見られた場合は、必要な措置を種子生産者に助言し、改善を促す。</p> <p>(3) 調整された種子の確認（生産物確認） 種子生産を行っているJAは、調整された生産物を確認する機会を設け、種子生産者立ち会いの下、種子の発芽率や純粋性など生産等基準の遵守状況の確認を行うこととする。農業振興事務所は、生産物確認の場に出向き、JAとともに確認作業を行うこととする。なお、確認した結果、改善すべき事項が見られた場合は、必要な措置を種子生産者に助言し、改善を促す。</p>
--	--